

Weekly Accounting Review

2009年10月28日 (No.029)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／企業会計基準委員会（ASBJ）と米国財務会計基準審議会（FASB）がグローバル・コンバージェンスを議論する会合を開催
- 監査／日本監査役協会「有識者懇談会の答申に対する当協会の対応について（中間取りまとめ）」（会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について）の公表について
- 税務／2008年7月から2009年6月までに実施した所得税及び個人事業者の消費税等の調査の状況について

【先週の特別損益等IR】

- 株式会社インデックス・ホールディングス：減損損失、株式売却損及び貸倒引当金繰入額の計上
- イオン九州株式会社：固定資産売却益の計上
- 川崎重工業株式会社：訴訟損失引当金繰入額の計上

【先週の会計監査人交代等IR】

- 株式会社エムケーキャピタルマネジメント
- 株式会社鉄人化計画

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）と米国財務会計基準審議会（FASB）がグローバル・コンバージェンスを議論する会合を開催（10月21日）

ASBJとFASBの代表者は、ノーウォーク（米国）で会合を開催しました。当該会合は、ASBJとFASBが定期的に行っているもので、第8回目となるものです。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20091021.jsp;jsessionid=C6382DDE0AB08050025955ABF3477814

今回の会合では、ASBJから企業会計審議会から2009年6月に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を踏まえた取組みについて説明がなされ、FASBから、FASBとIASBによる覚書（MOU）について示されたプロジェクトの進捗状況について説明されました。また、両者は、①その他の包括利益とリサイクリング、②負債の測定、③金融商品、④リースなどの重要項目について意見交換を行いました。

ショート・コメント

なお次回の会合は2010年前半に開催される予定となっております。

2. 日本監査役協会「有識者懇談会の答申に対する当協会の対応について（中間取りまとめ）」（会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について）の公表について（10月21日）

日本監査役協会は2008年3月に、「コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会」を協会内に設置し、2009年3月に報告書として「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」が取りまとめられ、答申が行われました。当該答申で示された主要な論点について検討を行った「有識者懇談会の答申に対する当協会の対応について（中間取りまとめ）」を日本監査役協会は公表しました。

<http://www.kansa.or.jp/news/index.html#news091021a>

当該報告書では、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定についての論点に触れられております。日本監査役協会の意見によると、①会計監査人の選任議案及び監査報酬について監査役に決定権限を与えるべき（会社法上、監査役が会計監査人の選任及び監査報酬の決定について、同意権を有するが決定権は有しない）であり、②会計監査人設置会社において、監査役のうち、1名以上は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任すべきであり、なおかつ常勤であることが望ましいとしております。

まず、①の意見の理由としては、経営者から会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権限を移すことで、会計監査人が経営者から制度的に独立性を保持することが可能となり、また、会計監査人の外観的独立性を確保することができるためであります。また、②の意見の理由としては、監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するために会計監査人の独立性を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証することにより、会計監査の方法及び結果の相当性についての監査意見を形成することが求められており、当該監査役の職務を全うするためには、当然会計に関して相当程度の知見を有する監査役が必要となるためであります。

ショート・コメント

「有識者懇談会の答申に対する当協会の対応について（中間取りまとめ）」では上記以外にも①株主と経営執行との利害調整について、②内部統制システムの運用状況の開示及び期ずれ問題への対応について、に触れられております。

3. 2008年7月から2009年6月までに実施した所得税及び個人事業者の消費税の調査の状況について（10月21日）

国税庁は2008年7月から2009年6月までに実施した所得税及び個人事業者の消費税の調査の状況について公表しました。

http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2009/shotoku_shohi/sanko01.htm

これによると、所得税は、調査件数は約73万件（前回は約83万件）であり、申告漏れ所得金額は9,155億円（前回は9,635億円）であり、追徴税額は1,216億円（前回は1,322億円）となっております。また所得税（譲渡所得分）は、調査件数は約7万件（前回は約8万件）であり、申告漏れ所得金額は、3,422億円（前回は3,339億円）となっております。また、消費税（個人事業者）は、調査件数は約9万5千件（前回は約9万件）であり、追徴税額は275億円（前回は259億円）となっております。

4. 先週の特別損益等 I R (10月19日～10月23日)

(1) 株式会社インデックス・ホールディングス (証券コード4835、JASDAQ) : 減損損失、株式売却損及び貸倒引当金繰入額の計上【10月19日】

株式会社インデックス・ホールディングスは子会社が保有するコンテンツについて、事業計画に基づく回収が困難であることからコンテンツの減損損失 1,913 百万円を、有利子負債圧縮を目的として保有している投資有価証券及び関係会社株式を売却したことに伴い株式売却損 2,089 百万円を、また関連会社に対する金銭債権に対し、貸倒引当金繰入額 1,791 百万円を特別損失に計上することとしました。

なお、株価は発表日終値 5,160 円から発表日翌日終値 5,600 円と 440 円上昇しておりますが、当該特別損失が加味された決算の発表日 (10月20日) の翌日は 4,610 円と大幅に下落しております。

(2) イオン九州株式会社 (証券コード2653、JASDAQ) : 固定資産売却益の計上【10月22日】

イオン九州株式会社は店舗となっている建物の譲渡に伴い、固定資産譲渡益 270 百万円を特別利益として 2010 年 2 月期決算において、計上することとしました。当該物件の引き渡しは 2010 年 2 月になる見込みとなっております。譲渡先については非上場会社であることから、公表は差し控えることとしております。

なお、株価は発表日終値 1,310 円から発表日翌日終値 1,307 円と 3 円下落しております。

(3) 川崎重工業株式会社 (証券コード7012、東証、大証、名証一部) : 訴訟損失引当金繰入額の計上【10月22日】

川崎重工業株式会社は 2006 年にごみ焼却施設の入札に関して談合を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置を命じる審決を受け、東京高等裁判所に取り消しを求める訴訟を提起しましたが 2008 年 9 月に棄却され、最高裁判所に上告しておりましたが、2009 年 10 月 6 日に棄却されました。これに伴い、発注者からの損害賠償請求等の訴訟による損失発生見込額 6,983 百万円を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上することとしました。

なお、株価は発表日終値 223 円から発表日翌日終値 230 円と 7 円上昇しております。

5. 先週の会計監査人の交代等 I R (10月19日～10月23日)

(1) 株式会社エムケーキャピタルマネージメント (証券コード2478、東証マザーズ) 【10月19日】

株式会社エムケーキャピタルマネージメントは 11 月 26 日開催の第 8 回定時株主総会において、会計監査人である有限責任監査法人トーマツが任期満了になるため、新日本有限責任監査法人を会計監査人とする議案を付議することを 10 月 19 日の取締役会にて決議しました。これは、有限責任監査法人トーマツは株式会社エムケーキャピタルマネージメントが上場前から監査を担当していましたが、内部統制について、違う観点から監査を受けることが内部統制の有効性・効率性が高まることから、会計監査人を交代するものであります。

(2) 株式会社鉄人化計画 (証券コード2404、東証マザーズ) 【10月20日】

株式会社鉄人化計画は11月26日開催の第11回定時株主総会において、会計監査人である新日本有限責任監査法人が任期満了になるため、太陽A S G有限責任監査法人を会計監査人とする議案を付議することを10月20日の取締役会にて決議しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp